

分別管理および書類管理方針書

事業体名

年 月 日作成

本方針書は、滋賀県木材協会が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明の確認および発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和7年4月1日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という。）に基づき証明する合法木材、間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という。）に基づき確認する間伐材および発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という。）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社（事業体や製材工場）において、原木および当該原木を原料として製造する製材品およびチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、 を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材および発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスの適切な分別管理およびその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、伐採届や納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐および発電用ガイドラインに基づき確認する間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材および間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材が混在しないよう、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。伐採林地内等に土場を確保し、原木を保管する場合も同様とする。
- ・ 加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材および発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ 出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材および発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品・チップ等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材および発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマスま

たは一般木質バイオマス为原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材为原料として製造した製材品・チップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材および発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスおよびそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量および製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材および発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマスまたは一般木質バイオマスの入出荷および在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 証明書、納品書および管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。